

国民健康保険税額の算定してみよう

国民健康保険税は、加入者一人一人の前年中の総所得金額等に応じて「医療分・後期高齢者支援金分・介護分」の3つの区分ごとに金額を算出し、世帯で合算したうえで、世帯主に賦課します。

- ①所得割の求め方……(加入者の所得－基礎控除(43万円))×所得割率 ※加入者ごとに計算を行います。
- ②均等割の求め方……加入者の人数×均等割額
- ③平等割の求め方……世帯ごとに計算

モデル世帯 ①

70歳の夫：年金収入200万円(年金所得90万円)、65歳の妻：年金収入100万円(所得0円)の場合
5割軽減該当世帯
43万円+(29万5千円×2人)=102万円>75万円(90万円－15万円) モデル世帯①の世帯所得
※1月1日時点で65歳以上の公的年金所得がある場合は、15万円を控除した金額で軽減判定を行います。

	医療分	支援金分	介護分	計
夫	55,050円	19,820円	0円	74,870円
妻	15,100円	5,250円	0円	20,350円
世帯	10,400円	3,600円	—	14,000円
計	80,500円	28,600円	0円	109,100円

モデル世帯 ②

45歳の夫：営業所得150万円、40歳の妻：給与収入50万円(所得0円)、子：小学生の場合
2割軽減該当世帯
43万円+(54万5千円×3人)=206万5千円>150万円 モデル世帯②の世帯所得

	医療分	支援金分	介護分	計
夫	115,110円	41,570円	42,780円	199,460円
妻	24,160円	8,400円	14,960円	47,520円
子	24,160円	8,400円	0円	32,560円
世帯	16,640円	5,760円	—	22,400円
計	180,000円	64,100円	57,700円	301,800円

国民健康保険税の試算をご希望の場合は、税務課窓口まで身分証明書を持参のうえ、来庁いただくか、町ホームページをご確認ください。(ページ下QRコードからご覧いただけます)

※税務課窓口での試算は、同一世帯のみ試算を行うことができます。別世帯の試算をご希望の場合は、委任状が必要となります。

6月中旬に国民健康保険税の納税通知書・納付書を発送します

令和6年度国民健康保険税の納税通知書と6月から令和7年1月までの8期に分けた納付書を6月中旬に発送します。年金から国民健康保険税が天引きされている人は、10月以降の決定金額を記載した通知を発送します。

納税通知書は、世帯の国民健康保険加入者の氏名を記載しています。国民健康保険に加入していない人の記載がある場合は、脱退の手続きをしていない可能性がありますので、必ずご確認ください。

●問い合わせ先

国民健康保険の制度、運営状況、協議会に関すること
役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114
国民健康保険税に関すること
役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117



▲減額制度に関すること



▲試算に関すること

令和6年度から

国民健康保険税の税率などが変わります

国民健康保険は、病気や怪我をしたときに安心して医療を受けることができるよう、加入する皆さん(被保険者)が保険税を出し合って助け合う相互扶助の制度です。

国民健康保険の財政運営は、単年度収支で黒字となるよう歳入の確保を行う独立採算が原則となっておりますが、医療の高度化により、一人あたりの医療費が増加している傾向や、社会保険の適用拡大などによる生産年齢人口世代の加入者の減少により町の国民健康保険の財政運営は、ここ数年、赤字収支の状況が続いています。赤字収支の解消には、これまで前年度からの繰越金や基金の取り崩しにより対応していましたが、令和5年度決算で基金は、使い果たす見込みです。

上記の状況を踏まえ、国民健康保険特別会計の赤字収支の解消方法について審議を行う「大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮り、令和6年度に見込まれる赤字額1億7千万円のうち7千万円程度を税でまかなう税率改正が必要であるとの答申を受け、一般会計からの財源の一部を充てるなど、国民健康保険加入世帯の負担が急激に上がることのないように、令和6年度から税率等の改定^{※1}を行いました。

将来にわたり安心して国民健康保険を利用できるようにするため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険税率等を改正しました

		改正前 (令和5年度まで)	改正後 (令和6年度から)
		医療給付費分	所得割 8.00%
	均等割	27,100円	30,200円
	平等割	25,000円	20,800円
後期高齢者支援金分	所得割	2.50%	3.10%
	均等割	7,000円	10,500円
	平等割	6,500円	7,200円
介護給付金分 (40歳～64歳の人)	所得割	1.70%	2.60%
	均等割	9,100円	18,700円
	平等割	6,400円	0円
賦課上限額	医療分	65万円	65万円
	支援金分	22万円	24万円
	介護分	17万円	17万円

※1 平成23年度以来、13年ぶりの改正となります。

保険税負担軽減の対象となる人の範囲が拡大します

国の定める所得基準を下回る世帯には、均等割額(被保険者1人あたりに係る金額)と平等割額(1世帯あたりにかかる金額)を軽減する制度があります。軽減は3つの区分(7割軽減・5割軽減・2割軽減)で判定されますが、令和6年度から各軽減の所得基準が見直され、軽減の対象となる人の範囲が拡大されます。

ただし、所得の申告がない場合は、軽減の対象となりません。令和5年度分の申告が済んでいない人は、役場税務課で住民税申告を行ってください。所得税が課税される場合は、菊池税務署で所得税申告をお願いします。

区分	判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額	
	改正前 (令和5年度まで)	改正後 (令和6年度から)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯 ※変更なし
5割	43万円+(29万円×被保険者数)10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	43万円+(29万5千円×被保険者数)10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯
2割	43万円+(53万5千円×被保険者数)10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	43万円+(54万5千円×被保険者数)10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯